

の事にて、九十五里を五日路に、同廿六日江戸安著いたし候然處舊臘より蝦夷國境御取締御用被仰出東蝦夷地ウラカツよりシレトコ迄、其外島々迄上地に相成、御役人數人被差遣候折柄、三月十五日不佞儀不存寄轉役被仰付、是全く去年以來海外之勤勞を被賞候御事にて、同十七日爲御暇金二枚、時服二拜領、同十九日御朱印拜受、東都在宅僅廿三日にて、同廿日又々蝦夷地へ發足いたし、四月廿四日松前渡海、五月九日御用地ウラカワ江入、六月十二日子モロよりクナシリ江渡り、同十九日アトイヤ江著いたし候、何方も昨年順覽之地、山川再會之思をなし、面白覺へ申候、併クナシリ島半途よりは、夷人も住居無之、野宿のみにて、往來風雨飢寒之患も不尠候得共、志士溝壑を不忘之一助を獨笑罷在候、又々夷地に越年來早春エトロフよりウルツフ江相進候筈に候、○中先は起居承度旁任舊契アトイヤ風待之丸小屋之内、草々如此に候、頓首頓首、

六月廿一日寛政十一年未年也
同十二月晦日備中著

守重

古松軒老人

〔笈埃隨筆二〕松前

奥州津輕秋田の邊は、すべて北向なれば、常に陰風砂塵を飛して、天色平生ドンミリとして、大虛の碧瑠璃の色を見る事なし、吳竹集に、冷泉爲家卿の歌あり、

胡砂ふかば曇りもやせん陸奥の蝦夷には見せそ秋の夜の月とよめり世に傳ふ蝦夷人は日
本人と交易するに、若その價ひ相應せずして、夫を責はたらるゝ時は、耻て面を合せかね、胡砂を吹忽ち我姿を隠して遁るゝ故に、此和歌其心を含りとぞ、誠に奇事といふべし、

十方庵曰、紹巴の發句に、春の夜や蝦夷かこさ吹空の月といへり、コサとは彼地の笛の類にして、口に汐などを含み、空に向て吹上、其邊の月影をくもらせて漁捕しけるか、又一説に、山中海邊などへ出るもの、落たる木の葉を拾ひ取り、くくと卷て是を吹に、實に笛音出して愁情を